

男女とも育児休業取得を促進するための 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和5年 2月 1日～ 令和7年 2月 28日までの 2年間

2. 内容

目標1：育児取得予定者に「育児復帰支援プラン」を策定し、円滑な育児取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和5年 1月～ 全職員に対し、「介護・育児休業法について」の研修、周知する
- 令和6年 1月～ 全社員に対し、「育児復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休
業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年 2月～ 育児取得予定者に「育児復帰支援プラン」策定開始

※参考・・・育児復帰支援プラン（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067027.html>

目標2：学生等の研修受け入れやインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和5年 5月～ 看護学生の受け入れを行う（年4回に分けて実習受け入れ予定）
- 令和5年 8月～ 専門学校の研修受け入れ（年2～4回に分けて実習予定）
- 令和5年度～ 各大学より研修受け入れを行う